

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年10月25日（平成28年（行情）諮問第648号）

答申日：平成29年3月23日（平成28年度（行情）答申第813号）

事件名：特定記事に記載の内部文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年8月18日付特定刊行物第1面が報じた統合幕僚監部作成の内部文書。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。＊＊対象文書は2015.8.21一本本B673と同じ。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「『日米防衛協力のための指針』（ガイドライン）及び平和安全法制関連法案について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年6月22日付け防官文第11969号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

また対象文書に漏れがあると思われるので，改めて特定を求める。

イ 履歴情報の特定を求める。

平成28年7月15日付け書状で明らかにされたように，変更履歴情報等がありながら，それら情報等を特定しない開示決定は違法であるので，改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して

いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求めるものである。

（2）意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定（防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 諮問庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付書状及び同月15日付書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、諮問庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象

と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認すると共に、その情報について開示決定等をやり直すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、本件請求文書の開示請求につき、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトにより作成されたファイル形式であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

また、審査請求人は、「対象文書に漏れがあると思われるので、改めて特定を求める。」として、改めて文書の特定を行うよう求めるが、原処分において特定した行政文書は、請求受付番号2015. 8. 21-本本B673において特定した行政文書と同じであり行政文書の特定に誤りはない。

- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報等がありながら、それら情報等を特定しない開示決定は違法である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に

対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年10月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 平成29年3月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「『日米防衛協力のための指針』（ガイドライン）及び平和安全法制関連法案について」（PDF形式以外の電磁的記録）である。

審査請求人は、本件対象文書には漏れがあるので改めて特定を求める旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 本件開示請求は、「平成27年8月18日付特定刊行物第1面が報じた統合幕僚監部作成の内部文書。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。**対象文書は2015.8.21-本本B673と同じ。」の開示を求めるものであるが、当該開示請求文言にいう「2015.8.21-本本B673」とは、平成27年10月13日付け防官文第16240号により開示決定（以下「別件決定」という。）を行った同旨の開示請求に係る受付番号であることから、別件決定において特定した文書と同一の文書（本件対象文書）を本件開示請求に係る行政文書として特定した。

イ 本件審査請求を受け、改めて本件対象文書を確認したが、別件決定において特定された文書と同じであり、文書の特定に誤りはない。

- (2) 諮問庁から別件決定において特定された文書及び本件対象文書の提示

を受けて確認したところ、両文書は同一の文書と認められ、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久